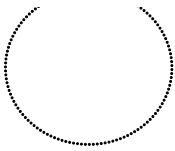


受付印



東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

(あて先) 館林市長 様

(申告者)
住所

ふりがな
氏名 (名称)

電話番号

地方税法附則第 56 条第 10 項及び第 11 項の規定(東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例)の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者	住所	
	ふりがな	
	氏名 (名称)	
	被災資産の所有者との関係	

1 代替資産の状況

土地の所在地		地積	m ²
取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
共有名義の場合、共有持分			
住宅用地としての使用予定		<input type="checkbox"/> 住宅用地として使用する予定である	
代替土地の所有者が、被災住宅用地の所有者と3親等内の親族の場合		<input type="checkbox"/> 代替土地の上に新築される家屋に同居予定である	
家屋の所在地		床面積	m ²
家屋の種類		家屋の構造	
建築年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日	家屋番号	
共有名義の場合、共有持分			

2 被災資産の状況

所有者 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	住所		
	ふりがな		
	氏名(名称)		
土地の所在地		地積	m ²
共有名義の場合、共有持分			
家屋の所在地		床面積	m ²
家屋の種類		家屋の構造	
共有名義の場合、共有持分			
全壊以外の場合、家屋の状況		<input type="checkbox"/> 取り壊した <input type="checkbox"/> 取り壊していない	

備考

- 1 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地をいう。

【添付書類】

◎ 家屋

- 1 被災家屋が震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災(被災)証明書」 (写) 等
- 2 被災家屋が存したことを証する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」 等
- 3 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人、被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」 (写)
 - (2) 被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」 (写) 「住民票」 (写)
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記事項証明書」 (写)
- 4 被災家屋を取り壊していない場合 ⇒ 取り壊していないことについての相当の理由が確認できる書類

◎ 土地

- 1 被災住宅が震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災(被災)証明書」 (写) 等
- 2 被災住宅用地が平成23年度分固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けたことを証する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」 等
- 3 被災住宅用地の面積を証する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」 等
- 4 代替土地の所有者が、被災住宅用地の所有者の相続人である、被災土地用地の3親等内の親族で代替土地の上に新築される家屋に同居する予定である、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」 (写)
 - (2) 3親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に同居する予定である確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」 (写) 「住民票」 (写)
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記事項証明書」 (写)
- 5 被災住宅を取り壊していない場合 ⇒ 取り壊していないことについての相当の理由が確認できる書類

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。